

交野市における令和 8 年度乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

1. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度として創設されたもの。令和 8 年 4 月 1 日付子ども・子育て支援法改正により給付事業化されることに伴い、令和 8 年度から全ての自治体で実施される。

利用対象者	0 歳 6 か月～満 3 歳未満※で、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所に通っていないこども ※利用は満 3 歳の誕生日の 2 日前まで
利用可能時間	こども 1 人あたり月 10 時間まで
利用料	こども 1 人 1 時間あたり 300 円 ※給食費等の実費は別途徴収される場合あり
利用方法	保護者が市に申請し認定を受けた後に、事業所に直接利用を申し込む（国が開発した総合支援システムを利用して行う）。
事業目的	<p>【こどもにとって】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会が得られる。 ➢ 専門的な知識や技術を持つ人がいる場での経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができる。 ➢ 年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらす。 <p>【保護者にとって】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域の社会的資源・支援につながる契機となり、様々な情報や人とのつながりが広がり、社会的資源を活用しやすくなる。 ➢ 専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、孤立感、不安感等の解消につながる。また一定時間こどもと離れた時間を過ごすことは育児に関する負担感の軽減につながる。

2. 子ども・子育て会議における意見聴取について

事業者の認可（児童福祉法上の施設の認可）及び確認（子ども・子育て支援法上給付費を支払う事業者として適切かどうかの確認）を行うにあたって、子ども・子育て会議等において当事者の意見を聴かなければならないとされていることから、本会議で意見を聴取します。

3. スケジュール

令和 7 年 12 月	認可基準条例（設備・人員配置等の基準を定める条例）制定 確認基準条例（運営の基準を定める条例）制定
令和 8 年 1 月	認可・確認の申請受付・審査開始
令和 8 年 2 月	子ども・子育て会議にて意見聴取
令和 8 年 4 月	事業開始